

気象警報等発令時の登校について

1 学校所在地（東彼杵郡川棚町）に「警戒レベル3」が発令された場合

①	午前6時までに解除された場合	通常通り登校
②	午前6時の時点で発令され、公共交通機関の運行に支障が生じている場合	自宅待機
③	午前11時までに解除され、公共交通機関の運行が再開された場合	安全に十分配慮して登校
④	午前11時を過ぎても発令が解除されず、公共交通機関の運行に支障が生じている場合	臨時休校

※ 警報レベルと防災気象情報

警戒レベル	市町村の対応	気象等の情報	
		大雨警報 洪水警報	氾濫警戒情報
4	避難指示（緊急） 避難勧告	土砂災害 警戒情報	氾濫危険情報
5	災害発生情報	大雨 特別警報	氾濫発声情報

※ 上記③のときは、原則として、解除後2時間を経ってから当日の授業を開始します。

給食の提供はありません。

※ 上記①、③のときでも、児童生徒居住地に警戒レベル3が発令され、公共交通機関や道路等の状況により登校することが危険な場合は、安全を第一とし登校してはいけません。

その際、その旨を学校に連絡してください。

※ 積雪時も上記対応に準じます。

2 学校所在地（東彼杵郡川棚町）に「警戒レベル4・5」が発令された場合

①	午前6時の時点で発令されている場合	臨時休校 登校してはいけません。
---	-------------------	------------------

3 児童生徒の居住地に「警戒レベル4・5」が発令された場合

①	児童生徒居住地で発令されている場合	安全を第一とし登校してはいけません。 その際、その旨を学校に連絡してください。
---	-------------------	--

※ 台風接近時の暴風警報も上記2, 3の対応に準じます。

4 その他

○ 上記の規定に関わらず、登下校の安全が確保できない場合は、学校に連絡をした上で、登校を見合わせてください。無理をせず、安全を優先してください。

○ 台風接近があらかじめ予想される場合は、前日までに学校安心メール等でお知らせします。